

世界水泳選手権を契機とした
広域プロモーション業務委託仕様書
(企画提案時)

令和3年12月

鹿児島市

本仕様書は「世界水泳選手権を契機とした広域プロモーション業務委託」（以下「本業務」という）の企画提案競技に関し、企画提案に必要な仕様を定めるものである。企画提案競技の最優秀提案者との委託契約を締結する際には、九州縦断観光ルート協議会（以下「縦断協」という。）と受注者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

なお、本仕様書において、甲とは縦断協をいい、乙とは提案者をいう。

1 委託件名

世界水泳選手権を契機とした広域プロモーション業務委託

2 履行期間

契約の締結日から令和4年3月25日（金）まで

3 履行場所

委託者が指定する場所

4 本業務の目的

2022年5月、6月に開催される世界水泳選手権2022福岡大会（以下「世界水泳」という。）及び世界マスターズ水泳選手権2022九州大会（以下「マスターズ大会」という。）を契機に、縦断協の構成市である福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市（以下「4市」という。）内の周遊観光の魅力を発信することで、世界水泳観戦者及びマスターズ大会参加者をはじめ、スポーツ愛好家層、長期滞在者層、高所得者層及び高い訪日関心層に対し、4市の認知度を高めるとともに、旅行者数の増加と旅行消費の拡大、観光需要の促進を図ることを目的とするもの。

5 本業務の内容

本仕様書5以降に示す項目について留意しながら業務を遂行すること。

対象市場：豪州を含めた2市場以上

（1）記事制作

対象市場のスポーツ愛好家層、長期滞在者層、高所得者層及び高い訪日関心層に対し、4市の観光資源の魅力を訴求する記事を制作する。

ア. 概要

- ・ 対応言語：英語
- ・ 制作本数は1本以上とし、掲載する4市のスポット案とそれらを選んだ理由を提案すること。また、これらの提案にあたっては、4市のバランスを考慮したうえで提案すること。（実際の掲載にあたっては4市と協議の上、スポットを決定する。）
- ・ 本記事では、九州のゲートウェイである福岡空港を紹介するとともに、4市での長期滞在を促すべく、対象市場の特性や訪日の検討時に行われる情報の収集方法等を踏まえながら、4市が持つ観光コンテンツについて画像等を用いて紹介し、それらの文化、歴史、作法（ルール）、楽しみ方等を丁寧に解説すること。加えて、記事閲覧者が同様の旅行を楽しめる、現実的な旅程とすること。
- ・ 記事内では「世界水泳公式ホームページ（英語版）（※1）」「マスターズ大会公式ホームページ（英語版）（※2）」及び「世界水泳参加者向け九州観光特設サイト（※3）」並びに4市の観光情報サイト（※4）への誘導を行い、さらなる興味と需要喚起を図ること。なお、「世界水泳参加者向け九州観光特設サイト」と本記事との相互リンクを前提としているため、相乗効果を高める記事内容とするよう留意すること。

- ※1 世界水泳公式ホームページ（英語版） <https://www.fina-fukuoka2022.org/en/>
- ※2 マスターズ大会公式ホームページ（英語版） <https://www.fina-fukuoka2022.org/en/masters/>
- ※3 世界水泳参加者向け九州観光特設サイト <https://fukuoka-kyushu-travel.com/>
- ※4 4市の観光情報サイト

福岡市	https://yokanavi.com/en/
北九州市	https://www.gururich-kitaq.com/en/
熊本市	https://kumamoto-guide.jp/en/
鹿児島市	https://www.kagoshima-yokanavi.jp/en

- ・「安心して4市に訪れることができること」が伝えられるよう、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる様子などを紹介すること。
- ・専門的な豪州のネイティブスタッフを含めた複数人によるネイティブチェック体制を明確にするなど、制作から編集まで、一貫してネイティブ目線を意識して制作を行うこと。
- ・ページデザインについて可能な限り具体的に提案を行うこと。
- ・取材にあたっては安全の確保及び円滑な実施ができる体制を整えること。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策等のための措置を講じることとし、費用が発生する場合は受注者にて負担するものとする。

(2) 訪日旅行ポータルサイトへの記事掲載

4 (2) で制作した記事を、訪日旅行を検討する際によく閲覧される旅行ポータルサイトへ掲載する。

【留意事項】

- ・国籍×性別×年代ごとのアクセスについて把握すること。
- ・月間平均ユニークユーザー数100万人以上を有する競争力の高い媒体で発信することとし、発信を予定している訪日旅行ポータルサイトについて概要とともに具体的に提案すること。
- ・訪日意欲の高い外国人が記事の情報に触れることができ、4市への誘客につながる方法であること。
- ・検索エンジン最適化（SEO）対策を講じること。
- ・パソコンだけでなく、スマートフォン、タブレットなどのモバイル端末での閲覧を考慮したレスポンシブルデザインとすること。
- ・その他、メールマガジンやフェイスブック等を活用し、記事の閲覧件数の増加が見込める取組を提案すること。

(3) オンライン広告の実施

- ・先述の制作記事にアクセスさせるために、WEB・SNS等を活用したオンライン広告を豪州市場を含めた2市場以上向けに行うこと。（ただし、選定においては世界水泳マスターズ参加者が多い英国、カナダ、米国から1市場以上選定し、また、豪州市場におけるオンライン広告にかかる経費は、全体のオンライン広告経費の6割以上とすること。）
- ・効果的に広告の配信ができるよう、具体的な手法等（対象市場の選定理由（豪州以外）、配信時期、メディア、配信数等）を提案すること。
- ・オンライン広告のKPIとして、クリック数を20,000以上とすること。加えて、このほかのKPIを設定する場合は、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果についても、最適な回数分計測を実施し、4市へ随時報告すること。

(4) 効果検証

- ①記事制作に関わった取材関係者に対するアンケート
 - ・取材参加者に対して訪問先に関する意見をヒアリングするとともに、書面によるアンケートを実施し、ネイティブ目線からの課題を訪問先ごとにまとめ、ニーズ分析を行うこと。また、分析結果の元となるデータ（日本語翻訳分）もあわせて提供すること。
- ②訪日旅行ポータルサイトからの情報発信による効果検証
 - ・訪日旅行ポータルサイトからの情報発信時に、制作記事に関するアンケートを実施し、記事閲覧者の意見を集約し、国ごとの傾向、特徴等を詳細に分析すること
また、分析結果の元となるデータ（日本語翻訳分）もあわせて提供すること。なお、サンプル数を十分確保するため、回答率を上げるためのキャンペーンをあわせて行うことも可能とする。（ただし、キャンペーンにかかる費用は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。）
 - ・調査の手法や具体的なサンプル数について提案すること。

(5) 報告書作成

業務完了後速やかに報告書を提出すること。なお、同報告書には、各業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、(4)に示す効果検証（定量的、定性的データ分析等）や今後のプロモーションのあり方を含めた具体的な提案について記載すること。

- ・種類等：紙媒体（4部）、電子データ
- ・提出先：北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市

※実績報告書として令和4年3月25日（金）までに提出すること。

(6) その他の追加提案

本業務全般について、仕様書に記載する事項以外に、上記「4 本業務の目的」に資する追加提案がある場合は具体的に提示すること。ただし、追加提案部分は、本業務の提案限度価格の範囲内とする。

(7) 全体業務関連

- ・(1)～(6)の業務を遂行するための実施計画（スケジュール含む）や実行体制、個人情報の管理やセキュリティの観点を踏まえて提案すること。
- ・従事者が新型コロナウイルス感染症に感染する等、当該体制での運営が困難となった場合においても業務継続可能なバックアップ体制を整えておくこと。

(8) その他

- ・契約方法にあたっては、縦断協と締結するものとし、締結にあたっては鹿児島市の契約規則等に則るものとする。
- ・事業実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、国や県の動向等もふまえ実施内容及びスケジュールを調整するほか、感染状況等によっては、契約締結後に4市から事業内容、契約金額及び事業期間等を変更する可能性があるので、受託者は柔軟に対応すること。
- ・上記(1)～(7)以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に甲と乙が協議の上決定する。

5 乙の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

① 基本事項

乙は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう）

以下同じ。)等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

② 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 従事者の服務規律

① サービス

従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、利用者に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、利用者が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。

6 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1) 総括責任者及び各業務責任者の選任

乙は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者（以下「総括責任者」という。）及び履行場所ごとの責任者（以下「各業務責任者」という。）を選任し、甲に届け出ること。各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2) 責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に甲との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

また、5(3)に定める服務規律につき問題のある従事者があった場合は、速やかに適切な指導を行うこと。

7 その他

(1) 事業実施にあたっては、本仕様書によるほか、乙の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、甲の指示等に従いながら進めること。

(2) 報告

乙は甲の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。

(3) 再委託

乙が、受託業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託先、再委託の範囲、期間等を書面で甲に提出し、承認を得ること。

なお、乙は、再委託先に対して、再委託業務において取り扱う個人情報等が甲の委託に係るものであること、乙及び受託業務の従事者と同様の責務規定及び罰則が設けられていることを周知させること。

(4) その他

- ・仕様書の内容に疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ定めることとする。仕様書に記載のない事項についても同様とする。
- ・本業務「(1) 記事制作」に伴う成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、受託者に帰属する。ただし、4市が運営する観光関連サイトへの活用または4市が主催する観光PRイベント等において各種媒体を活用し発信する場合に限り、4市は当該成果品を使用することができる。また、この場合においては、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。それ以外の成果物の著作（著作権法第27条

及び第28条に規定する権利を含む)は、4市に帰属する。

- ・受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。